

購 買 契 約 約 款

(付 見積上の留意事項)

2023年10月1日 改定

株式会社 STNet

目 次

購 買 契 約 約 款

第1条	総 則	-----	1
第2条	契約の締結	-----	1
第3条	納入義務	-----	1
第4条	秘密の保持	-----	1
第5条	契約内容の変更	-----	1
第6条	委任・下請	-----	1
第7条	権利義務の譲渡等	-----	2
第8条	物品の納入	-----	2
第9条	関係書類の提出	-----	2
第10条	検 査	-----	3
第11条	不合格の場合の措置	-----	3
第12条	所有権の移転	-----	3
第13条	検収前の滅失・き損	-----	3
第14条	所有権移転前の使用	-----	3
第15条	据付工事	-----	3
第16条	一般的損害	-----	5
第17条	第三者の損害	-----	6
第18条	修理機器等の管理	-----	6
第19条	契約金額の支払	-----	6
第20条	契約不適合責任	-----	6
第21条	特許権等の侵害	-----	7
第22条	発注者による契約の解除	-----	7
第23条	反社会的勢力への対応	-----	8
第24条	納入前の契約の解除	-----	8
第25条	受注者による契約の解除	-----	8
第26条	談合等不正行為に係る損害	-----	9
第27条	賠償金等の支払	-----	9
第28条	個人情報の安全管理	-----	9
第29条	委任先または下請先の情報管理	-----	9
第30条	個人情報の取り扱い状況に関する監査および報告	-----	9
第31条	個人情報の取り扱いに関する事故時の対応	-----	10
第32条	諸費用の負担	-----	10
第33条	特 約 条 項	-----	10
第34条	契約条項の解釈等	-----	10

第35条 合意管轄	-----	10
附則	-----	11

見積上の留意事項

1 見積書の作成	-----	12
2 見積内容の疑義	-----	12
3 見積書・見積仕様書の提出	-----	12
4 見積費用の負担	-----	13
5 代案見積の提出	-----	13
6 見積の辞退	-----	13
7 見積書の変更	-----	13
8 見積の失格	-----	13
9 契約予定先	-----	13
10 契約金額	-----	13

付録

1 契約関係書類への記名押印等	-----	14
-----------------	-------	----

購買契約約款

(総 則)

第1条 この購買契約条件は、株式会社S T N e t（以下、「発注者」という。）と受注者との間で締結する機器・資材の購入、製作、改造および修理に関する契約（以下、「購買契約」という。）の一般的契約条件を定めたものである。

(契約の締結)

第2条 個々の購買契約（以下、「個別契約」という。）は、発注者が受注者に発行する注文書に対し、受注者が提出する請書を発注者が受領することによって締結する。ただし、契約書を作成した場合は、契約書の発注者、受注者の記名押印または電子署名をもって締結する。

2 発注者が受注者に発注する物品の品名、仕様、納期、納入場所および契約金額等は、その都度、個別契約で定める。

(納入義務)

第3条 受注者は、発注者の発注する物品が、発注者の情報通信事業に関連のある物品であることを十分理解のうえ、関係法令および諸規則を遵守し、本購買契約条件および個別契約の仕様書、図面、ならびにその他の関係書類にもとづき、誠意をもって製造、納入しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 発注者および受注者は、個別契約により知り得た相手方の秘密情報（個人情報を含む。）については、これを適正に管理し、保持しなければならない。

2 前項は、個別契約終了後も有効であるものとし、発注者および受注者は相手方の秘密情報を取り扱う従業員に対して、この内容を周知・徹底するものとする。

3 発注者は、受注者が発注者に対して、秘密情報である旨を明示した情報についてのみ、本条における義務を負うものとする。

(契約内容の変更)

第5条 発注者は、個別契約の内容を変更する必要があるときは、受注者と協議のうえ、これを変更することができる。

(委任・下請)

第6条 受注者は、物品の製造納入の全部を第三者に委任し、または下請させてはならない。ただし、あらかじめ書面により、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きにより発注者の承認を受けた場合であっても、受注者は発注者に対して一切の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第7条 発注者および受注者は、この契約により生ずる権利または義務を、第三者に移転、譲渡または承継し、ならびに他の権利の目的としてはならない。ただし、この契約の目的物の製作、改造および修理のための資金調達を目的に代金債権を譲渡するとき（前払や部分払等を設定したものであるときは、前払や部分払等によってもなおこの契約の目的物の製作、改造および修理のために必要な資金が不足することを疎明したときに限る。）等において、あらかじめ書面により、相手方の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、前項ただし書の規定により、この契約の目的物の製作、改造および修理のための資金調達を目的に代金債権を譲渡したときは、当該譲渡により得た資金を当該目的物の製作、改造および修理以外に使用してはならない。
 - 3 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、前項に違反していないことを疎明する書類の提出などの報告を求めることができる。
 - 4 個別契約により生ずる権利および義務の全部または一部を、第三者に移転、譲渡または承継し、ならびに他の権利の目的とすることにより、相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(物品の納入)

- 第8条 受注者は、発注者の発注する物品を、発注者の指定する納入場所に、契約納期どおり納入しなければならない。納入にあたっては、受渡しが確実に行われるよう、当該物品の注文書記載の注文番号、受渡場所、受取者氏名など必要事項を明確にしておくものとする。
- 2 受注者は、物品の受渡しにあたり、荷降ろしや置場などについて、準備を要するものについては、事前に発注者に連絡するなど、受渡しが円滑に行われるよう配慮しなければならない。
 - 3 受注者は、万一、納期遅延のおそれがあるときは、ただちに、その理由および納入予定日等を文書もしくは口頭で発注者に申し出て、発注者の指示をうけなければならない。この場合、発注者の指示が納期を猶予するものであっても、受注者は、納期遅延の責めを免れるものではない。
 - 4 納期遅延によって発注者が損害をこうむった場合には、天災その他不可抗力など受注者の責めに帰すべきでない事由に起因する場合を除き、違約金として、契約納期から起算して遅延日数1日につき個別契約における購入金額総額の10,000分の4に相当する金額を、発注者が受注者に請求した場合は、受注者は発注者に支払う。なお、違約金は、個別契約における購入金額総額を超えないものとする。
 - 5 前項の定めは、納期遅延が受注者の故意または重過失に起因する場合は、適用しない。この場合、受注者は、納期遅延による発注者の損害を賠償しなければならない。

(関係書類の提出)

- 第9条 受注者は、個別契約締結後、仕様書で発注者の指示する必要書類をその指定した期日までに遅滞なく発注者に提出しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。
- 2 受注者は、個別契約において必要な官公署その他に対する許認可の申請および諸願届等の手続きを、受注者の責任において行うものとする。ただし、仕様書において発注者が自ら手続きすることを定めたものについては、この限りでない。

(検 査)

第10条 発注者は、受注者が個別契約に定める受渡条件を完了したときは、発注者が定める方法により必要な検査を行うものとし、試験を要するものについては、受注者の立会を求めることがある。この場合、受注者の都合で立会わないときは、発注者の行う検査方法およびその結果に対して異議を申し立てることができない。

(不合格の場合の措置)

第11条 前条の検査に合格しないときは、発注者の指示するところに従い、受注者は、受注者の負担において、取替または修理を行うものとする。この場合、受注者の取替または修理が終了後、発注者は再度検査を行うものとし、検査については前条の規定を準用する。

2 不合格品、過納品など発注者より受注者に返却すべき物品が生じたときは、受注者は、発注者の指定する期間内に、これを引取らなければならない。受注者が引取らないときは、発注者は、受注者の費用をもってこれを返送し、または第三者に保管させることができる。

(所有権の移転)

第12条 発注者は、受注者の納入した物品が、第10条に定める検査に合格し、個別契約条件に適合していることを確認したときをもって検収するものとし、所有権は検収完了をもって移転する。なお、受注者の都合により、納期前に個別契約に定める受渡条件を完了した場合には、発注者は、検収予定日の到来を待って検収する。

(検収前の滅失・き損)

第13条 検収が完了するまでに、発注者の責めに帰さない事由により、物品が滅失・き損あるいは変質したときは、受注者は、受注者の負担において新たに目的物を製作し、または取替、修理しなければならない。ただし、物品が受渡場所に持込まれたときから検収完了のときまでに天災等不可抗力により生じた損害について、発注者が重大であると認めた損害については、その一部を発注者の負担とすることがある。

(所有権移転前の使用)

第14条 発注者または発注者の指定する第三者は、納入された物品の全部または一部を第12条に定める所有権移転前に使用することができる。この場合、発注者は、善良な管理者の注意をもって管理する。

2 前項により、発注者が受注者に損害をおよぼした場合は、その原因が受注者の責めに帰すべき場合を除き、発注者は、受注者と協議してその損害を賠償する。

(据付工事)

第15条 契約内容に据付工事（以下、「工事」という。）を含む場合は、次の各号の定めるところによる。

(1) 安全の確保

a 受注者は、工事の施工にあたっては、労働安全衛生法をはじめ関係諸法規を遵守し労働災害ならびに施設事故の絶無を期すとともに、公衆の安全確保に留意しなければならない。

- b 受注者は、万一、災害事故が発生した場合は、すみやかにその詳細を調査し、発注者に報告しなければならない。
 - c 受注者は、工事の施工に起因して、受注者の使用人に罹病、負傷または死亡その他事故が発生したときは、一切その責任を負う。
- (2) 公害の防止
- 受注者は、工事の施工にあたっては、公害の防止に関する諸法規を遵守し、公害防止に努め、公衆の健康と生活環境の保全に万全を期さなければならない。
- (3) 管理の指導・助言
- 発注者が必要と認めたときは、受注者に対し、工事の工程、施工および安全について指導助言することができる。
- (4) 現場代理人等
- a 受注者は、工事の施工にあたって、現場代理人、および建設業法に定める資格要件を有する主任技術者または監理技術者（主任技術者および監理技術者を以下、「技術責任者」という。）を定めなければならない。なお、現場代理人と技術責任者は、兼務することができる。
 - b 受注者は、選任した現場代理人および技術責任者を原則として電子データにより発注者に通知しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。
 - c 現場代理人や技術責任者を工事現場に常駐させる必要がある場合は、発注者は、その旨を仕様書に定めるものとする。
 - d 受注者の現場代理人および技術責任者が工事の施工上、不相当と認められるときは、発注者は受注者に対しその理由を明示して必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- (5) 社給資材および貸与機器の使用ならびに管理
- a 発注者から受注者に無償で支給する工事用材料（以下、「社給材料」という。）および無償で貸与する工事用機械器具（以下、「貸与機器」という。）の品名、規格、数量等は、仕様書において定める。
 - b 受注者は、社給材料もしくは貸与機器の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書または借用書を発注者に提出しなければならない。
 - c 受注者は、社給材料および貸与機器の使用ならびに管理にあたっては、仕様書および発注者の指示に従うほか、善良な管理者の注意をはらわなければならない。
 - d 受注者の責めに帰すべき事由により、社給材料もしくは貸与機器を滅失、き損または価値を減損させたとき（社給材料については、所定の量を超過して使用した場合を含む。）は、受注者は遅滞なく発注者に報告するとともに、修理、代品納入もしくは損害の補てんをしなければならない。
 - e 受注者は、使用済の貸与機器または工事の完成、変更もしくは契約解除により不要となった社給材料があるときは、仕様書に定められた方法または発注者の指示に従い、定められた期間内に返還しなければならない。
 - f 社給材料および貸与機器の管理のための費用は、受注者の負担とする。
- (6) 工事に伴い発生する撤去品および産業廃棄物等の取扱

- a 受注者は、工事に伴い発生する撤去品のうち、発注者が、入庫品として返納を指示するもの（以下、「入庫品」という。）については、仕様書に定められた方法および発注者の指示に従い、定められた場所へ期日までに返納しなければならない。また、受注者は、入庫品の管理にあたっては、善良な管理者の注意をはらわなければならない。
- b 受注者の責めに帰すべき事由により、入庫品を滅失、き損させたときは、受注者は遅滞なく発注者に報告するとともに、損害の補てんをしなければならない。
- c 受注者は、工事に伴い発生する産業廃棄物等については、建設リサイクル法等の関係法令および諸規則を遵守し、適正に処理することとし、産業廃棄物等による環境汚染の未然防止に努めなければならない。
- d 撤去品の管理および産業廃棄物等の取扱いに要する費用は、受注者の負担とする。

(7) 工事用電力

発注者は、受注者に対し工事に直接使用する電力を支給することがある。

この場合の支給範囲または取扱いについては、仕様書その他発注者が定めるところによる。

(8) 工事完成後の整理

- a 受注者は、工事完成後、工事用仮設備および工事用材料等を発注者の指定期日までに撤去しなければならない。ただし、発注者が残置することを要請して受注者が承諾したものについては、この限りでない。
- b 受注者が発注者の指定期日までに前項の撤去をしないときは、発注者は、受注者の負担を持ってこれらを撤去することができる。

(9) 工事完成届

受注者は、工事を全て完成したときは、遅滞なく工事完成届を発注者に原則として電子データで提出しなければならない。この場合の提出時期は、発注者の工事目的物の検査に必要な時期を確保するため、発注者と協議しなければならない。

(10) 臨機の措置

- a 受注者は、災害防止等のために必要があると認めた場合は、発注者と協議のうえ臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急を要する場合には、受注者自らの判断で措置し、事後すみやかに発注者に報告する。
- b 発注者は、災害防止その他施工上特に必要と認めた場合には、受注者に臨機の措置を求めることができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。
- c 前a、bの措置に要した費用は、受注者の負担とする。ただし、天災その他不可抗力による場合には、発注者、受注者協議のうえ決定する。

(一般的損害)

第16条 第12条に定める所有権移転前に、物品または関連設備等に生じた損害、そのほか、工事の施工に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者の損害)

第17条 物品の納入に関連して第三者に損害を与えたときは、被害者との折衝、損害の賠償等必要な措置は、すべて受注者の責任において行うものとする。ただし、発注者が必要と認めたときは、自らこれを行うことができる。

- 2 前項の措置のために要した費用は、受注者の負担とする。ただし、損害の全部または一部が発注者の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかなときは、発注者は、その責任の程度に応じてこれを負担するものとする。

(修理機器等の管理)

第18条 受注者は、修理目的物、社給材料および貸与機器等（以下、「修理目的物等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、修理目的物等に損害を与えたときは、受注者は、すみやかに発注者に賠償しなければならない。

- 2 修理目的物等の滅失・き損・変質が、発注者、受注者双方の責めによらない天災等不可抗力に起因するものは、発注者が重大であると認められた場合は、その損害の一部を発注者の負担とすることがある。

(契約金額の支払)

第19条 発注者は、契約金額を、原則として検収日の翌月末までに契約金額を一括して支払方法により、受注者に支払う。

ただし、消費税等は、検収時点で受注者が適格請求書発行事業者として登録されている場合に支払うこととし、消費税等に円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り捨てるものとする。なお、振込手数料は発注者が負担するものとする。

- 2 発注者は、第22条の契約解除の条件に該当する場合ほか必要があるときは、受注者に対しその旨通知することにより、支払を停止することができる。
- 3 発注者は、受注者に対し、検収日の翌月末までに、支払内容の明細を記載した支払通知書を発行し、これを適格請求書保存方式における適格請求書として取扱うこととする。
- 4 受注者は、支払通知書の記載内容を確認のうえ、その内容に誤りがある場合には、支払通知書に記載の期間内に発注者へ連絡することとし、発注者は、その連絡がない場合、支払通知書について受注者による確認を受けたものとする。

(契約不適合責任)

第20条 第12条に定める所有権移転の日から1年以内に、発注者が受注者の納入した物品に、個別契約に定める要件、または一般的に本来備えられるべき機能、品質、性能および状態が備わっていないなど契約内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）を確認し、受注者にその不適合を通知したときは、受注者は発注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除き、発注者の指定する期間内に、受注者の負担において補修または取替による履行の追完を行わなければならない。ただし、この契約不適合責任期間は、個別契約によって別に定めたときは、その期間による。

- 2 前項に基づき、補修を行った部分または取替えた物品に係る契約不適合責任期間については、当該補修または取替が完了した日から起算するものとする。
- 3 第1項の契約不適合により、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がない場合は、発注者は発注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除き、その不適合の程

度に応じて代金の減額を請求する。

- 4 第1項の契約不適合により、発注者または第三者がこうむった損害については、受注者の故意または過失の有無にかかわらず、発注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除き、受注者は、その損害を賠償しなければならない。
- 5 前項に定める発注者がこうむった損害に対する損害賠償金は、個別契約における購入金額総額を超えないものとする。ただし、個別契約が単価契約に基づく場合は、第1項に定める契約不適合を発見した日から1年前までに、第12条に定める所有権移転の完了した同種物品の購入金額総額を超えないものとする。
- 6 第1項に定める契約不適合が、受注者の故意または重過失に起因する場合は、前1項を適用しない。

(特許権等の侵害)

- 第21条 受注者は、契約の履行にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令にもとづき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）を侵害しないように注意するとともに、万一、侵害したときは、発注者に一切迷惑をかけない措置をとらなければならない。
- 2 受注者は、特許権等の所有者もしくは実施権者またはその代理人が、発注者に対して提起した訴訟その他の手続きについて、発注者の支出した費用および賠償金を負担するものとし、発注者が当該特許権等につき実施権を得る必要があると認めて当該実施権の設定を受けた場合は、それに必要な実施料も負担するものとする。

(発注者による契約の解除)

- 第22条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、何らの催告を要しないで、契約の全部または一部を解除することができる。
- (1) 受注者が第7条第1項の規定に違反して、代金債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者が第7条第2項の規定に違反して、譲渡により得た資金を当該目的物の製作、改造および修理以外に使用したとき。
 - (3) 受注者が第7条第3項の報告を拒否したときまたは虚偽の報告をしたとき。
 - (4) 受注者が正当な理由がなく、契約の履行をしないとき。
 - (5) 受注者について破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算の申立がされたとき。
 - (6) 受注者が第三者から仮差押、仮処分、差押または滞納処分等を申立てられ、契約の履行が不可能または困難と発注者が認めたとき。
 - (7) 受注者が不渡りまたは支払停止等により、受注者の財政状況が悪化し、契約の履行が不可能または困難と発注者が認めたとき。
 - (8) 受注者が契約の履行が不可能または困難となったとき。
 - (9) 受注者が契約約款および個別契約に基づく重要な義務に違反したとき。
 - (10) 発注者において解除すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項各号により契約を解除した場合は、受注者は、次の各号の義務を履行するものとする。
 - (1) 受注者は、仕掛品がある場合に、その仕掛品の既成部分、および工事中用仮設備、工事中材料等、発注者が目的物の完成上必要と認めたものは、発注者に引渡さなければならない。
 - (2) 前号の引渡し完了するまでは、受注者の善良な管理者の注意をもって保管し、その費用は受

注者負担とする。

- (3) 発注者は、第1号の仕掛品の引渡しを受けた部分に相当する対価を受注者に支払わなければならない。ただし、当該対価は、契約解除前の契約金額から、発注者が目的物の完成のために直接負担した費用を差し引いた金額を上限とする。
- (4) 受注者は、違約金として購入金額総額または契約解除部分に係る金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払う。ただし、発注者が違約金によって補てんすることができない損害を受けた場合は、受注者はその損害を賠償しなければならない。
- (5) 発注者は、当該仕掛品の引渡しを受けた後、第3号の対価から、すでに発注者が受注者に支払った金額、および損害賠償等この契約で定める受注者が発注者に支払うべき金額をすべて差し引いた後、その残高を受注者に支払う。ただし、差し引くべき金額が対価を超過する場合の取扱いは第27条による。

(反社会的勢力への対応)

第23条 受注者が、個人であると団体であるとを問わず、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、発注者は何らの催告を要しないで、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 受注者または受注者の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下、「代表者等」という。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）であるとき、またはあったとき。
 - (2) 受注者または受注者の代表者等が反社会的勢力への資金提供を行ったとき、または反社会的勢力と密接な交際があるとき。
 - (3) 受注者が自らまたは第三者を利用して、発注者に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝えたとき。
 - (4) 受注者が自らまたは第三者を利用して、発注者に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき。
 - (5) 受注者が自らまたは第三者を利用して、発注者の名誉や信用等をき損し、またはき損するおそれのある行為をしたとき。
 - (6) 受注者が自らまたは第三者を利用して、発注者の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をしたとき。
 - (7) 受注者の下請負人もしくはその代表者等（下請負が数次にわたるときはその全てを含む）、または発注者との契約履行のために受注者もしくはその下請負人が使用する者が、前記各号に該当すると認められる場合で、受注者が関係解消に向けた是正措置を速やかに講じないとき。
- 2 受注者は、前項第7号に該当することが判明した場合、発注者に対して、速やかに報告するものとする。
- 3 発注者が、第1項により契約の全部または一部を解除した場合、受注者が損害をこうむっても、発注者はこれを一切賠償しないものとする。

(納入前の契約の解除)

第24条 発注者は、第22条または第23条の定めにかかわらず、第8条に定める物品の納入が完了するまでの間は、必要があるときは契約を解除することができる。

- 2 前項により、発注者が受注者に損害をおよぼした場合は、発注者は受注者と協議してその損害を賠償する。

(受注者による契約の解除)

第25条 受注者は、発注者の重大な契約違反等、発注者の責めに帰すべき事由により契約の履行が不可能となったときは、書面によって相当の期間を定めて催告したうえで、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項により受注者が損害をこうむったときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合等不正行為に係る損害)

第26条 受注者が、個別契約について、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反することが判明した場合は、受注者は、違約金として購入金額総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(賠償金等の支払)

第27条 発注者および受注者は、相手方に支払うべき賠償金等を、相手方の指定する期日までに支払う。

- 2 受注者が前項の支払を怠ったときは、発注者は、受注者に支払うべき当該契約または他の契約に係る金額から前項の金額を控除することができる。

(個人情報の安全管理)

第28条 発注者および受注者は、相手方の個人情報を取り扱うにあたっては、その目的外利用を禁止するものとし、個別契約の履行に必要な範囲内において、これを行わなければならない。

- 2 発注者および受注者は、個別契約により知り得た相手方の個人情報の適正管理を図るため、必要かつ適切な安全管理措置を講じるとともに、相手方の個人情報を取り扱う従業員に対して、当該情報を適正に管理するよう適切な指導・教育を行わなければならない。
- 3 発注者および受注者は、個別契約の履行に必要な範囲内において、相手方の個人情報を取り扱う従業員および取り扱う区域を限定しなければならない。
- 4 発注者および受注者は、相手方の指示するところに従い、安全に十分配慮した適切な方法により相手方の個人情報を授受しなければならない。
- 5 発注者および受注者は、個別契約の履行のため、相手方の個人情報を複製または複写する必要がある場合は、事前に、相手方に対して書面によりその旨を通知し、相手方の承認を得なければならない。
- 6 発注者および受注者は、個別契約が完了した場合は、相手方の指示に従い、相手方から提供を受けた個人情報ならびにその複製物および複写物のすべてを、相手方に返還し、または、廃棄しなければならない。

(委任先または下請先の情報管理)

第29条 受注者は、個別契約の履行のため、第6条の定めにかかわらず、発注者の個人情報の取り扱いを委任または下請する必要がある場合は、事前に、発注者に対して書面により委任先または下請先および当該業務の内容等を通知し、発注者の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合、受注者は、委任先または下請先に対し、発注者の個人情報の取り扱いに関して、本購

買契約条件と同様の内容を定めるとともに、委任先または下請先の管理を適切に行わなければならない。

(個人情報の取り扱い状況に関する監査および報告)

第30条 発注者および受注者は、事前に通知することなく、適正に相手方の個人情報が取り扱われているかを確認するため監査を行うことができるものとする。

- 2 発注者および受注者は、相手方から個人情報の取り扱い状況について報告を求められた場合、発注者および受注者は速やかにこれを相手方に報告しなければならない。

(個人情報の取り扱いに関する事故時の対応)

第31条 発注者および受注者において、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、または発生したおそれがある場合、発注者および受注者は、ただちに相手方に対してその内容を報告するとともに、相手方の指示に従い適切な措置を講じなければならない。

(諸費用の負担)

第32条 個別契約の締結、ならびに本購買契約条件の各条項を実施するために必要な保険料、印紙税、その他の諸費用については、発注者の負担であることを明記したものを除き、すべて受注者の負担とする。

(特約条項)

第33条 個別契約の締結にあたり、契約の内容が本購買契約条件の各条項によりがたいときは、特約を締結することができる。

- 2 前項の特約条件は、本購買契約条件に優先する。

(契約条項の解釈等)

第34条 本購買契約条件ならびに個別契約に定める事項の解釈に疑義が生じたとき、または本購買契約条件ならびに個別契約に定めのない事項については、発注者、受注者協議して決定する。

(合意管轄)

第35条 個別契約に係る訴訟については、発注者所在地を管轄する裁判所をもって、合意による専属的管轄裁判所とする。

- 2 個別契約に関しては、全て日本法に従い解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。ただし、法の抵触に関する原則は適用しない。

－ 附 則 －

1. 本附則は、購買契約約款を補完するものである。
2. 個別契約が、発注者と四国電力株式会社（以下、「四国電力」という。）または四国電力送配電株式会社（以下、「四国電力送配電」という。）との間の元受契約に係る下請契約である場合、以下によるものとする。

（物品の納入）

第8条4項にいう発注者がこうむった損害には、四国電力または四国電力送配電に生じた発電停止および停電による逸失利益、予備供給力を含む代替電源および電力融通に伴う増加費用の賠償としての費用は含まない。ただし、その損害が、受注者の故意または重過失に起因する場合は、適用しない。

（一般的損害）

第16条にいう損害には、四国電力または四国電力送配電に生じた発電停止および停電による逸失利益、予備供給力を含む代替電源および電力融通に伴う増加費用の賠償としての費用は含まない。ただし、その損害が、受注者の故意または重過失に起因する場合は、適用しない。

（第三者の損害）

第17条にいう第三者の損害には、四国電力または四国電力送配電に生じた発電停止および停電による逸失利益、予備供給力を含む代替電源および電力融通に伴う増加費用の賠償としての費用は含まない。ただし、その損害が、受注者の故意または重過失に起因する場合は、適用しない。

（契約不適合責任）

第20条第2項、第3項にいう損害には、四国電力または四国電力送配電に生じた発電停止および停電による逸失利益、予備供給力を含む代替電源および電力融通に伴う増加費用の賠償としての費用は含まない。ただし、第20条第1項に定める契約不適合責任が、受注者の故意または重過失に起因する場合は、適用しない。

見積上の留意事項

見積者は、当社が計画する物品の見積にあたっては、この見積上の留意事項のほか見積依頼書（インターネットEDIシステムをご利用の場合は、見積依頼情報を含む）、購買契約条件、購入仕様書および図面（以下「見積図書」という。）にもとづき、下記事項を遵守し、誠意をもってお見積ください。

記

（見積書の作成）

- 1 (1) 見積書（インターネットEDIシステムをご利用の場合は、見積回答情報を含む）は横書で、数字はアラビア数字を用いてください。
- (2) 見積額は、消費税等を含んだ価格を記入してください。
- (3) 見積書の記載日付は、当社に見積書を提出する年月日を記入してください。
- (4) 見積書には、単品の場合をのぞき、必ず見積額の内訳明細を付してください。内訳明細には、「一式」表示を避け、使用材料については品目別に、労務費については職種別に、明細項目ごとの数量、単価、金額を明示してください。また、機器については、製作者、形式、容量など、材料については、材質、寸法など価格に影響する仕様を簡潔、明瞭に記入してください。本書にいう「見積書」とは、このような内訳明細の完備したものをいいます。
- (5) 見積仕様書の提出を指定したのものについては、見積図書を熟知のうえ作成してください。この見積仕様書は、見積書の裏付けとなるものですから、納入品名、数量などでくい違いのないよう詳細、正確に記載してください。なお、見積仕様書の最初に「見積仕様書に記載なき事項は購入仕様書のとおりとします。購入仕様書との差異事項は下記のとおりです。」の一文を記載し、差異のない事項の記載は省略することができます。

（見積内容の疑義）

- 2 見積に関し、疑義を生じたときは、契約担当個所へ照会してください。

（見積書・見積仕様書の提出）

- 3 (1) 見積書は、記名押印のうえ、封筒に「見積書（見積依頼No. ○○○○○号）在中」と明記し密封して提出してください。ただし、見積回答情報についてはこの限りではありません。なお、仕様検討を実施する場合は、まず見積仕様書を提出し、当社の仕様検討の結果、見積書の提出を指定された後に見積書を提出してください。
- (2) 見積書・見積仕様書は、必ず、指定された見積提出期限までに、契約担当個所まで提出してください。なお、見積提出期限までに提出することが困難な事情が生じたときは文書で、すみやかに契約担当個所に申し出てください。

(見積費用の負担)

4 見積に要する費用は、すべて見積者の負担とします。

(代案見積の提出)

- 5 (1) 代案がある場合には、必ず本案とともに代案を見積もってください。
- (2) 代案見積仕様書は本案見積仕様書と同時に提出してください。この際、本案との経済性を比較した資料を提出してください。
- (3) 当社の仕様検討の結果、当社が提出を依頼した代案見積書は、本案見積書と別封とし、実金額にて見積もってください。

(見積の辞退)

- 6 (1) 見積を辞退されるときは、必ず、見積辞退の理由を付した見積辞退書を見積提出期限までに契約担当個所へ提出してください。
- (2) 見積提出期限までに正当な理由がなく見積書または見積仕様書の提出がないときは、見積を辞退されたものとみなすことがあります。

(見積書の変更)

7 いったん提出された見積書は、理由のいかんをとわず、差替、取消もしくは変更することはできません。

(見積の失格)

- 8 次の各号に該当する見積は、これを失格とします。
- a 見積書に記名押印のないもの
 - b 見積金額（総額）を訂正したもの
 - c 技術審査の結果、見積内容が当社の要求する仕様、条件に適合しないもの
 - d 正当な理由がなく見積書または見積仕様書の提出期限を超過して提出されたもの
 - e その他、必要な内容を具備しないもの

(契約予定先)

9 最低金額の見積書を提出した見積者を第一順位の契約予定先とします。

(契約金額)

10 契約金額は、提出された見積金額を当社で検討し、双方協議のうえ決定いたします。

付 録

— 契約関係書類への記名押印等について —

当社契約関係書類への記名押印等については、下記の要領にてお願い致します。

記

(見積書, 請書, 現場代理人等選任届兼工事着工届 (※1), 工事完成届 (※1), 請求書 (※1))

(1) 記名

会社名および事業所名, ならびに権限を有する者の役職および氏名を記載してください。

(印刷およびゴム印も可)

代理店を介して契約業務を行った場合は, 契約業務等を委任された代理店名に加えて, 契約会社名を併記してください。

(例: 「〇〇会社代理店 △△会社」)

(2) 押印

会社(事業所)印, および上記権限者の公印もしくは私印を押印してください。(会社印の押印は省略可とします。)

(※1) 現場代理人等選任届兼工事着工届, 工事完成届, 請求書については, 原則として電子データ(PDF等の容易に改ざんできない形式)で提出してください。なお, 電子提出時において, 押印は省略可とします。